

江北町が発行する印刷物及び所有資産等への有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発行する広報紙及び印刷物並びに町が所有する資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告（以下、「広告」という。）を有料にて掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 町が発行、作成及び管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載について検討する。

なお、次の各号に掲げるものについては、積極的に広告掲載に努めるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) ごみ袋
- (3) その他町長が認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 広告の掲載については、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (4) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する基準は別途定める。

(掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、原則として申込みの順位とする。ただし、期日及び期間を限定する場合は、順位を調整することができる。

(掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、広告媒体を所管する課において決定する。

(広告の仕様及び掲載料)

第6条 広告の規格、サイズ、掲載期間及び掲載料等については、当該広告媒体を所管する課において別途定めるものとする。

(広告主の責任)

第7条 広告のデザイン及び制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載希望の募集)

第8条 広告の募集は、広報紙及びホームページ等で行う。

(掲載申込み方法)

第9条 広告掲載の申込みをするときは、有料広告掲載申込書(別記様式1)及び広告原稿を提出すること。なお、申込期限は広告媒体を所管する課の指示に従うこととする。

(掲載決定までの手順)

第10条 広告掲載の申込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき審査し、広告主に対し広告掲載決定(不決定)通知書(別記様式2)を送付するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は、広告掲載決定後、町長が指定した納入期限までに掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 町長が正当な事由であると認めたとき。

(掲載取消しの禁止)

第13条 原則として広告掲載の取消しはできないものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。